

官報 号外

平成二十一年十二月四日

○第七十三回 参議院会議録第六号

平成二十一年十二月四日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第六号

平成二十一年十二月四日

午前十時開議

- 第一 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 裁判所の人的・物的充実に関する請願(九件)
- 第三 法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(十件)
- 第四 地域医療の再生を求める大幅な医学部定員増、医学部の教育体制拡充に関する請願(十九件)
- 第五 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(四件)
- 第六 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(八件)
- 第七 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化の早期実現に関する請願(七件)
- 第八 社会保障制度改革に関する請願(三件)

第九 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願(二十二件)

- 第一〇 細菌性髄膜炎から子供たちを守るワクチンの早期定期接種化に関する請願(二件)
- 第一一 地域医療の再生を求めることに関する請願(十九件)
- 第一二 現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政の拡充・強化に関する請願(十件)
- 第一三 膵臓癌線維症の治療環境を実現することに関する請願(六件)
- 第一四 公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(十三件)
- 第一五 保育制度の維持と改善に関する請願
- 第一六 北方領土返還促進に関する請願

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一より第一六まで
- 一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
- 一、法制局長の辞任に関する件
- 一、法制局長の任命に関する件

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤泰介君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(佐藤泰介君登壇、拍手)

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、郵政改革の全体像が不明確なままでの本法案提出の問題点、郵政株式の売却に伴う敵対的買収に対する防衛策、日本郵政グループにおける非正規職員の待遇改善への取組、検討中の郵政改革法案の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、公明党を代表して澤雄二委員より反対、日本共産党を代表して山下芳生委員より賛成の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百五十三
賛成 百三十二
反対 二十一
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 法務委員長外四委員長から報告書が提出されました日程第二ないし第一六の請願を一括して議題といたします。

裁判所の人的・物的充実に関する請願(九件)
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(十件)

平成二十一年十二月四日 参議院会議録第六号

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 日程第二より第一六までの請願

地域医療の再生を求める大幅な医学部定員増、

医学部の教育体制拡充に関する請願(十九件)

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請

願(四件)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に

関する請願(八件)

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化

の早期実現に関する請願(七件)

社会保障制度改革に関する請願(三件)

現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する

請願(二十二件)

細菌性髄膜炎から子供たちを守るワクチンの早

期定期接種化に関する請願(二件)

地域医療の再生を求めることに関する請願(十

九件)

現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行

政の拡充・強化に関する請願(十件)

腭嚢胞線維症の治療環境を実現することに関す

る請願(六件)

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保

等に関する請願(十三件)

保育制度の維持と改善に関する請願

北方領土返還促進に関する請願

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(江田五月君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

一、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

国際・地球温暖化問題に関する調査会

一、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

少子高齢化・共生社会に関する調査会

一、少子高齢化・共生社会に関する調査

○議長(江田五月君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおり決しました。

○議長(江田五月君) この際、お諮りいたします。

本院法制局長大島稔彦君から法制局長を辞任いたしたいとの申出がございました。
同君の辞任を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。
よって、承認することに決しました。

○議長(江田五月君) つきましては、この際、法制局長の任命に関する件についてお諮りいたします。

法制局長に伊藤誠君を任命したいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。
よって、本件は承認されました。

これにて休憩いたします。

午前十時六分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君
議員 山本 博司君 山内 徳信君
金子 洋一君 西田 実仁君
谷合 正明君 近藤 正道君

風間 直樹君	植松恵美子君	島田智哉子君	大久保 勉君
鰐淵 洋子君	浮島とも子君	白 眞勲君	那谷屋正義君
又市 征治君	横峯 良郎君	喜納 昌吉君	柳澤 光美君
轟木 利治君	浜田 昌良君	小林 正夫君	下田 敦子君
澤 雄二君	山本 香苗君	大石 尚子君	今野 東君
淵上 貞雄君	広田 一君	中村 哲治君	森 ゆうこ君
林 久美子君	蓮 舫君	神本美恵子君	山根 隆治君
渡辺 孝男君	加藤 修一君	谷 博之君	広野ただし君
弘友 和夫君	魚住裕一郎君	高橋 千秋君	増子 輝彦君
福島みずほ君	主濱 了君	櫻井 充君	羽田雄一郎君
加藤 敏幸君	鈴木 陽悦君	峰崎 直樹君	北澤 俊美君
松 あきら君	荒木 清寛君	策瀬 進君	柳田 稔君
山下 栄一君	風間 昶君	円 より子君	広中和歌子君
松井 孝治君	大塚 耕平君	山下八洲夫君	高嶋 良充君
辻 泰弘君	平野 達男君	輿石 東君	平田 健二君
浜四津敏子君	草川 昭三君	梅村 聡君	平山 幸司君
山口那津男君	白浜 一良君	松浦 大悟君	中谷 智司君
家西 悟君	工藤堅太郎君	川田 龍平君	川合 孝典君
長浜 博行君	小川 勝也君	徳永 久志君	水戸 将史君
直嶋 正行君	吉川 沙織君	大島九州男君	川崎 稔君
土田 博和君	平山 誠君	糸数 慶子君	加賀谷 健君
外山 斎君	友近 聡朗君	藤谷 光信君	川上 義博君
舟山 康江君	大久保潔重君	室井 邦彦君	森田 高君
米長 晴信君	行田 邦子君	亀井亜紀子君	足立 信也君
金子 恵美君	牧山ひろえ君	藤本 祐司君	水岡 俊一君
姫井由美子君	武内 則男君	犬塚 直史君	津田弥太郎君
谷岡 郁子君	大河原雅子君	松岡 徹君	芝 博一君
藤原 良信君	相原久美子君	長谷川憲正君	松野 信夫君
富岡由紀夫君	藤末 健三君	佐藤 公治君	ツルギマレイ君
尾立 源幸君	前川 清成君	藤田 幸久君	榛葉賀津也君

國務大臣

岩本 司君	鈴木 寛君
自見庄三郎君	池口 修次君
一川 保夫君	木俣 佳丈君
内藤 正光君	福山 哲郎君
郡司 彰君	小川 敏夫君
亀井 郁夫君	西岡 武夫君
藤原 正司君	佐藤 泰介君
前田 武志君	岡崎トミ子君
千葉 景子君	大石 正光君
田中 直紀君	田名部匡省君
山下 芳生君	紙 智子君
仁比 聡平君	大門実紀史君
井上 哲士君	小池 晃君
市田 忠義君	

國務大臣

亀井 静香君

議長の報告事項

去る十一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

石井 一君	姫井由美子君
岸 宏一君	古川 俊治君
山口那津男君	山本 香苗君

法務委員

辞任

補欠

姫井由美子君	石井 一君
淵上 貞雄君	福島みずほ君

外交防衛委員 辞任 金子 洋一君 山本 香苗君	補欠 徳永 久志君 山口那津男君	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
財政金融委員 辞任 主濱 了君	補欠 尾立 源幸君	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 肝炎対策基本法案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	同日次の質問主意書を内閣に転送した。 「事業仕分け」に関する質問主意書(弘友和夫君提出)(第五二号) 米軍の高速道路利用に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第五三号) 鳩山政権下での三権分立のあり方に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第五四号) 与那国島防衛に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第五五号)
厚生労働委員 辞任 古川 俊治君	補欠 岸 宏一君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件 南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日議員から次の質問主意書が提出された。 「子ども環境保健」に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七〇号) 「緑のダム構想」の科学的検証による慎重な対応に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七一号)
農林水産委員 辞任 尾立 源幸君	補欠 了君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
国土交通委員 辞任 徳永 久志君 福島みずほ君	補欠 金子 洋一君 洲上 貞雄君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
予算委員 辞任 徳永 久志君	補欠 吉川 沙織君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
議院運営委員 辞任 吉川 沙織君	補欠 徳永 久志君	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
同日衆議院から、同院は国会の会期を十二月一日から十二月四日まで四日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 八ッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) 八ッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号)
平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税	平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税	平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税	平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税

自衛隊基地・駐屯地等におけるゆうちょ銀行現金自動預払機撤去に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第六二号) 行政刷新会議に設置されたワーキンググループと評価者等に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第六三号) 行政刷新会議に設置されたワーキンググループの評価者と議員の兼職禁止等に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第六四号) 事業仕分けの評価者の適格性に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第六五号) 行政刷新会議に設置されたワーキンググループが行う事業仕分けに各省庁が参加する法的根拠等に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第六六号) 産業技術総合研究所のポストドク研究者の公務員宿舎への入居に関する質問主意書(紙智子君提出)(第六七号) 同日本院は、総合科学技術会議議員に本庶佑君、青木玲子君及び中鉢良治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、原子力委員会委員長に近藤駿介君を、同委員に鈴木達治郎君、秋庭悦子君、尾本彰君及び大庭三枝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公正取引委員会委員に細川清君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、国家公安委員会委員に高木剛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、地方財政審議会委員に神野直彦君、	松本克夫君、木内征司君、中村玲子君及び佐藤信君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、電波監理審議会委員に山本隆司君及び山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に宮尾龍藏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、宇宙開発委員会委員長に池上徹彦君を、同委員に井上一君及び野本陽代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、社会保険審査会委員に木村格君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、運輸審議会委員に上野文雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉恵子君及び柳憲一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件 南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律 肝炎対策基本法 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律 国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 去る一日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 よって議長は即日これを総務委員会に付託した。 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険	会社の株式の処分の停止等に関する法律案(閣法第一〇号) 同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員西島英利君提出平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問に対する答弁書(第四四号) 参議院議員紙智子君提出PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問に対する答弁書(第四五号) 参議院議員加藤修一君提出低炭素社会実現の基盤である環境配慮型産業への変革によって低炭素社会における環境と経済の両立の実現を図る政策に関する質問に対する答弁書(第四六号) 参議院議員加藤修一君提出化学物質に対する管理の強化に関する質問に対する答弁書(第四七号) 参議院議員松下新平君提出預金の消滅時効と預金者の保護に関する質問に対する答弁書(第四八号) 参議院議員松下新平君提出インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する質問に対する答弁書(第四九号) 参議院議員佐藤正久君提出日本の国連待機制度への登録に関する質問に対する答弁書(第五〇号)
--	--	---	--

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊員の特地勤務手当に関する質問に対する答弁書(第五一号) 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律 一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 決算委員	「緑のダム構想」の科学的検証による慎重な対応に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七一号) ダム建設中止問題と気候変動等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七二号) 温泉地における新エネルギー、省エネルギー技術の積極的な推進に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七三号) ハッ場ダムに係る地裁判決等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七四号) ハッ場ダムの建設中止等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七五号) ハッ場ダムの治水・利水効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七六号) ハッ場ダム問題と費用対効果等に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七七号) 薬事法施行の問題点に関する質問主意書(又市征治君提出)(第七八号) サハリン(旧樺太)少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書(紙智子君提出)(第七九号) 昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 決算委員	行政監視委員会 理事 加藤 敏幸君 (喜納昌吉君の補欠) 理事 主濱 了君 (足立信也君の補欠) 理事 前川 清成君 (林久美子君の補欠) 理事 南野知恵子君 (川口順子君の補欠) 理事 谷合 正明君 (山本香苗君の補欠) 同日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。 決算委員会 一、平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書 一、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書 一、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書 同日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。	財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査 文教科科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査 行政監視委員会 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査 災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
同日議員から次の質問主意書が提出された。 自動車NOx・PM法などによる排出ガス規制に基づく車種規制に関する質問主意書(神取忍君提出)(第八〇号) 行政刷新会議のあり方に関する質問主意書(神取忍君提出)(第八一号) ゲイツ米国防長官と北澤防衛大臣との会談に関する質問主意書(川口順子君提出)(第八二号) 鳩山由紀夫総理の偽装献金問題に関する質問主意書(義家弘介君提出)(第八三号) 沖縄政策の今後の推進に当たつての基本的な考え方に関する再質問主意書(島尻安伊子君提出)(第八四号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 修復腎移植問題に関する質問主意書(衛藤晟一君外三名提出)(第六八号) 「黒い雨」地域の地域指定の拡大に関する質問主意書(仁比聡平君提出)(第六九号) 「子ども環境保健」に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七〇号)	辞任 藤田 幸久君 補欠 佐藤 公治君 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 修復腎移植問題に関する質問主意書(衛藤晟一君外三名提出)(第六八号) 「黒い雨」地域の地域指定の拡大に関する質問主意書(仁比聡平君提出)(第六九号) 「子ども環境保健」に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第七〇号)	同日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査	同日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。 内閣委員会 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査 総務委員会 一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する特別委員会

に関する調査

国際・地球温暖化問題に関する調査会

一、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査

査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

少子高齢化・共生社会に関する調査会

一、少子高齢化・共生社会に関する調査

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険

会社の株式の処分の停止等に関する法律案(閣

法第一〇号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

外交防衛委員会請願審査報告書(第一号)

文教科学委員会請願審査報告書(第一号)

厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査

報告書(第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

事業仕分け結果等に関する質問主意書(草川昭

三君提出)(第八五号)

政治資金規正法に関する質問主意書(西田昌司

君提出)(第八六号)

地方税の目的税である「狩猟税」の使途に関する

質問主意書(加藤修一君提出)(第八七号)

地方税の目的税である「入湯税」に関する質問主

意書(加藤修一君提出)(第八八号)

「林業・木材産業」の復興に向けた国産材の利活

用の拡大と新産業への取組に関する質問主意書

(加藤修一君提出)(第八九号)

森林整備事業の拡充・強化による「元気な森林

づくり」の推進に関する質問主意書(加藤修一君

提出)(第九〇号)

微細藻類の光合成培養の実用化に向けた具体的

な施策に関する質問主意書(加藤修一君提出)

(第九一号)

生物多様性条約締結国会議COP10を迎える

我が国における自然資本に関する光合成メカニ

ズムの十全な利用による微細藻類プロジェクト

の展開に関する質問主意書(加藤修一君提出)

(第九二号)

防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定

に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第九三

号)

行政刷新会議による防衛省所管に係る事業仕分

けに関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第九

四号)

普天間飛行場の移設問題に関する質問主意書

(佐藤正久君提出)(第九五号)

北澤防衛大臣の発言の無責任性と防衛問題の考

え方に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第

九六号)

行政の労働組合への便宜供与に関する質問主意

書(牧野たかお君提出)(第九七号)

戸別所得補償制度のコメについてのモデル事業

の実施等に関する質問主意書(山田俊男君提出)

(第九八号)

電磁波対策に関する質問主意書(紙智子君提出)

(第九九号)

発達障害やその他の文字を認識することに困難の

ある児童生徒のためのマルチメディアデザイン

教科書に関する質問主意書(山本香苗君提出)

(第一〇〇号)

文化芸術関連予算に関する質問主意書(中山恭

子君提出)(第一〇一号)

全国学力テスト・体力テストの実施に関する質

問主意書(中山恭子君提出)(第一〇二号)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険

会社の株式の処分の停止等に関する法律案

本日委員長から次の案件について継続審査の要求

書が提出された。

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する

本日委員長から次の報告書が提出された。

本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 社会保障及び労働問題等に関する実

情調査

一、派遣委員

柳田 稔

森 ゆうこ

山本 博司

島田智哉子

石井みどり

近藤 正道

一、派遣地 広島県 岡山県

一、期間 十二月十四日及び十五日の二日間

一、費用 概算六六一、八〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成二十一年十二月四日

厚生労働委員長 柳田 稔

参議院議長 江田 五月殿

委員派遣承認要求書

一、目的 少子高齢化・共生社会に関する実情

調査

一、派遣委員

田名部匡省

下田 敦子

丸川 珠代

岡崎トミ子

浮島とも子

岩手県 青森県

一、派遣地 岩手県 青森県

一、期間 十二月十日及び十一日の二日間

一、費用 概算七〇七、〇〇〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十一年十二月四日

少子高齢化・共生社会に関する調査会長 田名部匡省

参議院議長 江田 五月殿

本日委員から次の質問主意書が提出された。

鳩山総理の政治家としての説明責任に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇三号)

鳩山総理の偽装献金の原資に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇四号)

鳩山総理の力ネの受け渡しの実態に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇五号)

鳩山総理の脱税疑惑に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇六号)

鳩山総理が母親から提供された資金の使途に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇七号)

鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての総務省の責任に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇八号)

鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての政治団体の責任に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇九号)

鳩山総理の株の売却益の脱税疑惑に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一〇号)

鳩山総理の議員辞職に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一一号)

鳩山総理の「クリーンな政治」に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一二号)

鳩山総理の「クリーンな政治」に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一二号)

納税義務に関する鳩山総理の認識に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一三号)
大臣の不訴追特権に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一四号)

鳩山総理の政治資金の把握に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一五号)

鳩山総理の会計帳簿の公開に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一六号)

「貸金業法」に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一七号)

「地方消費者行政活性化基金」制度の運用に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一八号)

本日次の質問主意書を内閣に転送した。
自動車NOx・PM法などによる排出ガス規制に基づく車種規制に関する質問主意書(神取忍君提出)(第八〇号)

行政刷新会議のあり方に関する質問主意書(神取忍君提出)(第八一号)

ゲイツ米国防長官と北澤防衛大臣との会談に関する質問主意書(川口順子君提出)(第八二号)

鳩山由紀夫総理の偽装献金問題に関する質問主意書(義家弘介君提出)(第八三号)

沖縄政策の今後の推進に当たつての基本的な考え方に関する再質問主意書(島尻安伊子君提出)(第八四号)

事業仕分け結果等に関する質問主意書(草川昭三君提出)(第八五号)

政治資金規正法に関する質問主意書(西田昌司君提出)(第八六号)

地方税の目的税である「狩猟税」の使途に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第八七号)

地方税の目的税である「入湯税」に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第八八号)

「林業・木材産業」の復興に向けた国産材の利活用拡大と新産業への取組に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第八九号)

森林整備事業の拡充・強化による「元気な森林づくり」の推進に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第九〇号)

微細藻類の光合成培養の実用化に向けた具体的な施策に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第九一号)

生物多様性条約締約国会議COP10を迎える我が国における自然資本に関する光合成メカニズムの十全な利用による微細藻類プロジェクトの展開に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第九二号)

防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の策定に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第九三号)

行政刷新会議による防衛省所管に係る事業仕分けに関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第九四号)

普天間飛行場の移設問題に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第九五号)

北澤防衛大臣の発言の無責任性と防衛問題の考え方に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第九六号)

行政の労働組合への便宜供与に関する質問主意書(牧野たかお君提出)(第九七号)

戸別所得補償制度のコメについてのモデル事業の実施等に関する質問主意書(山田俊男君提出)(第九八号)

電磁波対策に関する質問主意書(紙智子君提出)(第九九号)

発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアディジー教科書に関する質問主意書(山本香苗君提出)(第一〇〇号)

文化芸術関連予算に関する質問主意書(中山恭子君提出)(第一〇一号)

全国学力テスト・体力テストの実施に関する質問主意書(中山恭子君提出)(第一〇二号)

鳩山総理の政治家としての説明責任に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇三号)

鳩山総理の偽装献金の原資に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇四号)

鳩山総理の力ネの受け渡しの実態に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇五号)

鳩山総理の脱税疑惑に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇六号)

鳩山総理が母親から提供された資金の使途に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇七号)

鳩山総理の偽装献金による所得税控除問題についての総務省の責任に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇八号)

鳩山総理の株の売却益の脱税疑惑に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一〇九号)

鳩山総理の株の売却益の脱税疑惑に関する質問
 主意書(森まさこ君提出)(第一一〇号)
 鳩山総理の議員辞職に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一一号)
 鳩山総理の「クリーンな政治」に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一二号)
 納税義務に関する鳩山総理の認識に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一三号)
 大臣の不訴追特権に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一四号)
 鳩山総理の政治資金の把握に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一五号)
 鳩山総理の会計帳簿の公開に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一六号)
 「貸金業法」に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一七号)
 「地方消費者行政活性化基金」制度の運用に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一一八号)
 本日内閣から次の答弁書を受領した。
 参議院議員弘友和夫君提出「事業仕分け」に関する質問に対する答弁書(第五二号)
 参議院議員山内徳信君提出米軍の高速道路利用に関する質問に対する答弁書(第五三三号)
 参議院議員山谷えり子君提出鳩山政権下での三権分立のあり方に関する質問に対する答弁書(第五四号)
 参議院議員山谷えり子君提出与那国島防衛に関する質問に対する答弁書(第五五号)
 参議院議員紙智子君提出住民が住み続けられる夕張市再生計画策定に関する質問に対する答弁書(第五六号)

参議院議員浜田昌良君提出独立行政法人都市再生機構における定期借家契約の実施等に関する質問に対する答弁書(第五七号)
 参議院議員浜田昌良君提出矯正施設における薬物依存症者の支援体制の拡充に関する質問に対する答弁書(第五八号)
 参議院議員浜田昌良君提出高速道路原則無料化の実施に関する質問に対する答弁書(第五九号)
 参議院議員山谷えり子君提出中国による東シナ海ガス田開発に関する再質問に対する答弁書(第六〇号)
 参議院議員山谷えり子君提出防衛上の重要拠点における外国資本進出に関する再質問に対する答弁書(第六一号)
 参議院議員佐藤正久君提出自衛隊基地・駐屯地等におけるうちよ銀行現金自動預払機撤去に関する質問に対する答弁書(第六二二号)
 参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループと評価者等に関する質問に対する答弁書(第六三三号)
 参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループの評価者と議員の兼職禁止等に関する質問に対する答弁書(第六四号)
 参議院議員草川昭三君提出事業仕分けの評価者の適格性に関する質問に対する答弁書(第六五号)
 参議院議員草川昭三君提出行政刷新会議に設置されたワーキンググループが行う事業仕分けに各省庁が参加する法的根拠等に関する質問に対する答弁書(第六六号)

参議院議員紙智子君提出産業技術総合研究所のポストク研究者の公務員宿舍への入居に関する質問に対する答弁書(第六七号)
 本日議院において採択した「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外百三十三件の請願は、即日これを内閣に送付した。
 本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律
 日本本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
 内閣委員会
 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
 総務委員会
 一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
 法務委員会
 一、法務及び司法行政等に関する調査
 外交防衛委員会
 一、外交、防衛等に関する調査
 財政金融委員会
 一、財政及び金融等に関する調査
 文教科学委員会
 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
 厚生労働委員会
 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会
 一、農林水産に関する調査
 経済産業委員会
 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
 国土交通委員会
 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
 環境委員会
 一、環境及び公害問題に関する調査
 予算委員会
 一、予算の執行状況に関する調査
 決算委員会
 一、平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書
 二、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書
 三、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書
 四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
 行政監視委員会
 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
 議院運営委員会
 一、議院及び国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査 政府開発援助等に関する特別委員会 一、政府開発援助等に関する調査 消費者問題に関する特別委員会 一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査 国際・地球温暖化問題に関する調査会 一、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査 国民生活・経済に関する調査会 一、国民生活・経済に関する調査 少子高齢化・共生社会に関する調査会 一、少子高齢化・共生社会に関する調査 本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。 内閣委員会 一、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外三名提出、衆法第一一号)	二、内閣の重要政策に関する件 三、栄典及び公式制度に関する件 四、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 五、国民生活の安定及び向上に関する件 六、警察に関する件 総務委員会 一、行政機構及びその運営に関する件 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 三、地方自治及び地方税財政に関する件 四、情報通信及び電波に関する件 五、郵政事業に関する件 六、消防に関する件 法務委員会 一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外三名提出、衆法第五号) 二、裁判所の司法行政に関する件 三、法務行政及び檢察行政に関する件 四、国内治安に関する件 五、人権擁護に関する件 外務委員会 一、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、財政に関する件 二、税制に関する件 三、関税に関する件 四、外国為替に関する件	五、国有財産に関する件 六、たばこ事業及び塩事業に関する件 七、印刷事業に関する件 八、造幣事業に関する件 九、金融に関する件 一〇、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、文部科学行政の基本施策に関する件 二、生涯学習に関する件 三、学校教育に関する件 四、科学技術及び學術の振興に関する件 五、科学技術の研究開発に関する件 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、独立行政法人地域医療機能推進機構法案(内閣提出第八号) 二、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外四名提出、衆法第六号) 三、国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外六名提出、衆法第二二号) 四、国民年金法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外五名提出、衆法第二三三号) 五、厚生労働関係の基本施策に関する件 六、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 七、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件	農林水産委員会 一、農林水産関係の基本施策に関する件 二、食料の安定供給に関する件 三、農林水産業の発展に関する件 四、農林漁業者の福祉に関する件 五、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号) 二、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号) 三、経済産業の基本施策に関する件 四、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件 五、特許に関する件 六、中小企業に関する件 七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 八、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(内閣提出第一二号)
--	---	---	---

二、北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案(石破茂君外十名提出、衆法第一号)

三、国土交通行政の基本施策に関する件

四、国土計画、土地及び水資源に関する件

五、都市計画、建築及び地域整備に関する件

六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件

七、陸運、海運、航空及び観光に関する件

八、北海道開発に関する件

九、気象及び海上保安に関する件

環境委員会

一、環境の基本施策に関する件

二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する件

三、循環型社会の形成に関する件

四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件

五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件

六、公害紛争の処理に関する件

安全保障委員会

一、国の安全保障に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

決算行政監視委員会

一、平成二十年度一般会計歳入歳出決算

平成二十年度特別会計歳入歳出決算

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十年度政府関係機関決算書

二、平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、平成二十年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)

五、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)

六、平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)

七、歳入歳出の実況に関する件

八、国有財産の増減及び現況に関する件

九、政府関係機関の経理に関する件

一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一二、行政監視に関する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

一、政治資金規正法及び政党助成法の一部を

改正する法律案(大口善徳君提出、衆法第三号)

二、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

青少年問題に関する特別委員会

一、青少年問題に関する件

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

一、海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

審査報告書

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年十二月三日

総務委員長 佐藤 泰介

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年十二月一日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、郵政民営化(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第一条に規定する郵政民営化をいう。)について、国民生活に必要な

な郵政事業(日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行(同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)、郵便保険会社(同法第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。))及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行う事業をいう。)に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成二十一年十月二十日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止、旧郵便貯金周知宣伝施設(日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)附則第二条第一項第一号イに掲げる施設をいう。以下同じ。))及び旧簡易保険加入者福祉施設(同号ロに掲げる施設をいう。以下同じ。))の譲渡又は廃止の停止等について定めるものとする。

(日本郵政株式会社の株式の処分の停止)

第二条 政府は、郵政民営化法第七条第一項本文及び日本郵政株式会社法附則第三条の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならない。

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止)

第三条 日本郵政株式会社は、郵政民営化法第七条第二項及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、前条の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならない。

(旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止の停止)

第四条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法附則第二条第一項の規定にかかわらず、第二条の別に法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止をしてはならない。

(郵政民営化法の特例)

第五条 第二条の別に法律で定める日までの間における郵政民営化法の規定の適用については、同法第六十一条中「附則」とあるのは「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第 号)第六条の規定により読み替えられた日本郵政株式会社法附則」と、「次に掲げる業務」とあるのは「第二号及び第三号に掲げる業務」と、同条第二号中「又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及び」とあるのは「及び郵便保険会社が発行する株式の引受け及び保有並びに」と、同条第三号中「前二号」とあるのは「前号」と、同法第六十三条第一項中「前二条」とあるのは「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律第五条の規定により読み替えられた第六十一条」と、「並びに郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十一条及び第六十二条」とあるのは「及び日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第 号)第五条の規定により読み替えられた日本郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第

六十一条」と、「並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条」とあるのは「及び日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律第五条の規定により読み替えられた郵政民営化法第六十一条」とする。

(日本郵政株式会社法の特例)

第六条 第二条の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第二条中「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「総数の三分の一を超える株式」とあるのは「総数」と、同法第五条中「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。))及び郵便保険会社(同法第二百六条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。))と、同法第二十二条第二号中「第五条」とあるのは「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律(平成二十一年法律第 号)第六条の規定により読み替えられた第五条」と、「及び郵便局株式会社」とあるのは「郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」と、同法附則第二条第一項中「会社は、平成二十四年九月三十日までの間」とあるのは「会社は」と、「次に掲げる業務」とあるのは「第二号及び第三号に掲げる業務」と、同項第二号中「施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設」とあるのは「施設」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

審査報告書(法務委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十一年十二月三日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

裁判所の人的・物的充実に関する請願

第四九四号、第五二九号、第五三〇号、第五三一〇号、第五三二二号、第五三三三号、第五三四号、第五三五五号、第五七四四号

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

第四九五号、第五六一号、第五七五号、第六五六号、第六五七号、第六五八号、第六五九号、第六六〇号、第六六一号、第六六二号

審査報告書(文教科学委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

平成二十一年十二月三日

文教科学委員長 水落 敏栄

参議院議長 江田 五月殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

地域医療の再生を求める大幅な医学部定員増、医学部の教育体制拡充に関する請願

第二五五号、第二九一号、第三二三号、第三二四号、第三二五号、第三二六号、第三二七号、第三二八号、第三二九号、第三三五号、第三三九号、第四四四号、第四四五号、第四四六号、第四四七号、第四四八号、第四四九号、第四五〇号、第八一一号

審査報告書(外交防衛委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

平成二十一年十二月三日

外交防衛委員長 田中 直紀
参議院議長 江田 五月殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願

第四四二号、第四四三号、第五四〇号、第五七六号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願

第五五三号、第五五四号、第五五五号、第五五六号、第五五七号、第五五八号、第五五九号、第五六〇号

審査報告書(厚生労働委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

平成二十一年十二月三日

厚生労働委員長 柳田 稔
参議院議長 江田 五月殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種の早期実現に関する請願

第八九号、第九〇号、第九一号、第九二号、第九三号、第九四号、第九五号

社会保障制度改革に関する請願

第一二三号、第一二五号、第三一七号

現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する請願

第一八四号、第一八五号、第一八六号、第二〇〇号、第二〇五号、第二一六号、第二一八号、第二二〇号、第二三六号、第二三七号、第二九二号、第四六八号、第四八七号、第五八七号、第六七八号、第六七九号、第六八〇号、第六八一号、第六八二号、第六八三号、第六八四号、第七八〇号、第六八八号、第六八四号、第七八〇号

細菌性髄膜炎から子供たちを守るワクチンの早期定期接種化に関する請願

第三三二号、第四七三号

地域医療の再生を求めることに関する請願

第二五六号、第二九五号、第三三八号、第三三九号、第三四〇号、第三四一号、第三四二号、第三四三号、第三四四号、第三六

三号、第四四〇号、第四五六号、第四五七号、第四五八号、第四五九号、第四六〇号、第四六一号、第四六二号、第八一二号

現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえた労働行政の拡充・強化に関する請願

第三〇四号、第三〇六号、第三六四号、第四七一号、第五四四号、第五九〇号、第六三〇号、第六八五号、第六八六号、第八一四号

膝関節線維症の治療環境を実現することに関する請願

第四五一号、第四五二号、第四六四号、第四六五号、第四六六号、第四六七号

公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

第六〇八号、第六一四号、第六一五号、第六一六号、第六二〇号、第七三一号、第七三二号、第七三三号、第七三四号、第七三五号、第七三六号、第七三七号、第八〇九号

保育制度の維持と改善に関する請願

第七九四号

審査報告書(沖縄及び北方問題に関する特別委員会)
(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

平成二十一年十二月三日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 市川 一朗
参議院議長 江田 五月殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

北方領土返還促進に関する請願
第四三〇号

投票者氏名

日程第一 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
家西 悟君	池口 修次君
一川 保夫君	犬塚 直史君
岩本 司君	植松恵美子君
梅村 聡君	小川 勝也君
小川 敏夫君	尾立 源幸君
大石 尚子君	大石 正光君
大河原雅子君	大久保 勉君
大久保潔重君	大島九州男君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君
風間 直樹君	金子 恵美君
金子 洋一君	神本美恵子君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
川合 孝典君	川上 義博君
川崎 稔君	木俣 佳文君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	郡司 彰君
小林 正夫君	行田 邦子君
興石 東君	今野 東君
佐藤 公治君	佐藤 泰介君

櫻井 充君	自見庄三郎君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主濱 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
鈴木 陽悦君	田中 直紀君
田名部匡省君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	武内 則男君
谷 博之君	谷岡 郁子君
千葉 景子君	ヰルン マルティ君
津田弥太郎君	辻 泰弘君
土田 博和君	外山 齋君
徳永 久志君	森木 利治君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	中谷 智司君
中村 哲治君	長浜 博行君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君
長谷川憲正君	白 眞勲君
林 久美子君	姫井由美子君
平田 健二君	平野 達男君
平山 幸司君	平山 誠君
広田 一君	広中和歌子君
広野ただし君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	藤原 良信君
舟山 康江君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
松浦 大悟君	松岡 徹君

松野 信夫君	円 より子君
水戸 将史君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 ゆうこ君	森田 高君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	横峯 良郎君
吉川 沙織君	米長 晴信君
蓮 舫君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
小池 晃君	大門実紀史君
仁比 聡平君	山下 芳生君
近藤 正道君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
山内 徳信君	糸数 慶子君

反対者氏名

荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
澤 雄二君	白浜 一良君
谷合 正明君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 博司君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
川田 龍平君	

平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十七日

参議院議長 江田 五月殿

西島 英利

平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問主意書

「厚生労働大臣は、第一項(中略)第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。」とあるが、同大臣は今般の委員選定に当たり、いかなる者のいかなる意見にいかなる配慮をしたのか、または、しなかつたのかその事実を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年十二月一日

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議員西島英利君提出平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員西島英利君提出平成二十一年十一月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)第三条第一項第二号に規定する「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」とは、保険医療の担い手である医師、歯科医師及び薬剤師を代表して意見を述べるることができる者を指すものであると認識している。

二について

お尋ねについては、医療関係団体に対し、厚生労働省において選定した委員候補者を提示して意見を求めたところ、社団法人日本医師会より再考を求める旨の意見があったことから、今般の委員任命の考え方を文書により説明し、理解を求めたところである。

PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十八日

参議院議長 江田 五月殿

紙 智子

PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問主意書

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、環境事業団法一部改正(二〇〇一年施行)により、二〇〇四年度から日本環境安全事業株式会社(以下、「JESCO」という)が全国五カ所の処理施設を順次、設立し、PCB処理を行っている。

しかしながら、わが国が採用したPCB化学処理法は技術的に未完成の開発段階にあり、当初から事故の多発と、それによる国民負担増大が指摘されていたとおり、東京、豊田、北九州の各施設で漏洩、火災による操業停止処分が続いている。

今回、JESCO北海道で聴き取り調査を行ったところ、現地室蘭市の監視円卓会議に報告している以外にも、事故、異常、トラブルが多発し、労働安全衛生対策も不十分な実態が明らかになった。

目標年次である二〇一六年七月(平成二十八年)の約半分を経過して、高圧トランス約一〇%、高圧コンデンサ約一一%、その他機器約八%という処理状況の中で、環境省及びJESCOは今後、稼働率を上げようとしているが、環境省さえ把握していない事故・トラブルの全容解明なしに処理量を増大させればより大きな事故を誘発しかねない。

事故・トラブル情報等の全面的な把握と分析、そして地元住民への情報公開が環境省、JESCOの責務であり、また事故の未然防止にとって不可欠である。

そこで以下、質問する。

一 事故・異常・トラブル情報、財務状況等の各施設ごとの全容把握について

1 環境省は、JESCO北海道の事故情報については、監視円卓会議に報告されている七件しか把握していないが、JESCO北海道によると、「さまざまな初期トラブルとみられる事態」が起きており、また所内でまとめられた分厚い「事故報告ファイル」も確認された。同所は環境省からの求めがあれば提出するとしており、政府として事故・異常・トラブル・ヒヤリハット情報及び立入検査状況などのすべてを提出させ、全容を把握し、公開すべきではないか。

2 JESCO北海道は本格稼働前にパイプの接続の不具合という技術的理由で一ヶ月半稼働が遅れたが、さらに相次ぐ事故・トラブルによる部品取り寄せ等の度に数日間操業を止める事態となっており、これらが昨年度の稼働率四〇%という遅滞を招いているとみられる。

同所では「設備的な日常トラブル」事例等を内部的にまとめ、改善しているというが、政府として「作業日誌」等も含めて提出させ、エリア別トラブル件数及び起因要素別トラブル件数など処理工程全体の実態把握を行うべきではないか。

また五ヶ所の処理施設はそれぞれ異なる処理法を導入していることから、各施設ごとの処理状況、稼働日、稼働率を全面的に把握

し、分析すべきではないか。

3 環境省は売上損失が増大しているにもかかわらず、JESCOの財務状況を五施設別には報告させていない。

本来、事業者が処理責任を負うべき産業廃棄物PCBの処理について、補助金として約六九二億円の国費を投入する事業となつたという経過からも、政府として、各施設ごとの経常収支を報告させ、あわせて各プラント、メーカーごとの特徴についても把握すべきではないか。

二 労働者の熟練と労働安全衛生対策の徹底について

1 JESCO北海道の本年十月七日の事故では、腕にPCBを含む液体がかかった労働者を翌日になって医療機関に受診させるという遅れた対応であった。急性毒性、皮膚毒性、肝毒性、神経化学的毒性、催腫瘍性、生殖・発生毒性、変異原性などが確認されている有害物質PCBを扱っている事業体として、きわめて杜撰な実態であり、こうした実態が看過されてはならない。

政府としても、これまでに起きた人身事故について、その対応、医療機関での受診状況、検査結果を各施設ごとに把握し、公表する必要があるのではないか。あわせて労働安全衛生対策と現場での運用の実態、事故の際の対応について、各施設ごとに把握し、公表すべきではないか。

2 公表されている事故報告によると、また

ま熟練度の低い労働者が作業にあたったときに事故が起きたという説明が多い。稼働率を上げることに伴う重大事故を防止するためにも、労働者の熟練度を高めること、熟練した労働者を雇用し続けることが重要な課題である。

政府としても、各施設の処理事業の雇用形態別人数、業務年数、研修状況をJESCOに報告させ、熟練度を把握する必要があるのではないか。

3 JESCO北海道の処理作業は、運輸会社MEPS(室蘭環境プラントサービス)一社が請け負っており、このMEPSは数社の派遣会社からの派遣社員も含め、本年十一月二日時点で百二十三名が作業にあたっている。

政府は、百二十三名の雇用形態別人数、また研修状況、雇用年数について、把握しているか。

PCB処理業務がとりわけ熟練度を必要としている実態に鑑み、業務経験年数の高い派遣社員で希望する者に対しては、三年目以降、正社員として継続雇用するよう、政府は、JESCOに対し指導すべきではないか。

三 監視円卓会議への情報の全面開示と機能強化について

1 室蘭の監視円卓会議では、これまでも委員から事故・トラブル情報の全面開示をもとめる声がくり返しあがっていたが、結局はあいまいにされ報告されてこなかった。

このように第三者委員会自体が形骸化し、処理事業の安全性に懸念をもつ住民や科学者の声に十分応えていない実態となっていると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 当初、北海道では道内のPCBだけを処理するとしていたものが、結局、JESCO北海道は住民の反対がありながら東北・北陸信越など道外十四県のPCBをも受け入れさせた経緯がある。このことは地元住民に今なお強い懸念を残しており、環境省・JESCOが事故・トラブル情報の内容を日常的に明らかにすることは最低限の責務ではないか。

今後、円卓会議など各地の第三者委員会には、これまで報告してこなかった「事故・トラブル情報」を含め、全面的に情報公開すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3 PCB処理事業の基本であるPCB処理特措法、環境事業団法一部改正には、PCB処理における情報公開、住民合意の規定がない。このことが安全性の担保や情報公開について政府の責任を不明確にし、結局はJESCOと都道府県、市との協定に委ねてしまっている実態にある。

有害物質PCB処理事業の特性にかんがみ、情報公開と住民合意を法的に位置づけ、また立入調査権など各地の円卓会議、第三者委員会の権限強化を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員紙智子君提出PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出PCB処理状況の情報公開と労働安全衛生の徹底に関する質問に対する答弁書

一の1について

日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の各地のポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物処理施設(以下単に「処理施設」という。)で発生した事故等に関する情報の公表については、基本的には、JESCOが自ら行うべきものであると考えている。環境省としては、処理施設周辺への環境汚染のおそれがある事故等について、JESCOから報告を受けるとともに、その公表について指導しており、また、JESCOにおいてこれを公表していると承知している。

一の2について

JESCOの各処理施設で発生した主な事故等については、環境省において、その実態を把握している。また、JESCOの各処理施設におけるPCB廃棄物の処理状況等については、環境省において、各処理施設におけるPCB使用電気機器の処理台数、PCBの分解量及び処理の進捗率を把握している。

一の3について

JESCOは、「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)に基づき、環境事業団(当時)のPCB廃棄物処理事業を特殊会社化することにより発足した会社であり、その趣旨にかんがみれば、JESCOによる財務報告の具体的記載事項については、基本的に、JESCOの自律的な判断にゆだねるべきものと考えている。また、JESCOの各処理施設の特徴については、環境省においてこれを把握している。

二の1について

JESCOの各処理施設で採られている労働安全衛生対策等の公表については、基本的には、JESCOが自ら行うべきものであると考えている。

二の2について

JESCOの各処理施設に勤務する労働者の雇用形態別人数、業務年数及び研修状況については、JESCOが把握すべきものであると考えている。

二の3について

環境省としては、お尋ねの雇用形態別人数、研修状況及び雇用年数については、把握していない。また、御指摘の「派遣社員」の雇用形態については、JESCO又は御指摘の「運転会社」が適切に判断すべきものであると考えている。

三について

JESCOによる事故情報等の開示を含め、御指摘の「室蘭の監視円卓会議」等各地の第三者

委員会の運営方針及び機能については、第三者委員会が自ら、又はその関係者である地方公共団体及びJESCOが、判断すべきものであると考えている。

なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第六条の規定に基づき定められたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(平成十五年環境省告示第六十五号)においては、JESCOは、「処理施設周辺の地域住民に対して、事業の安全性、信頼性に対する理解を深めることにより、安心感を醸成するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する計画、処理施設における処理の状況、施設の維持管理の状況及び施設周辺の環境の状況の把握のための監視の内容等について・・・、処理施設の公開等により積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等に努めなければならない。」とされている。

低炭素社会実現の基盤である環境配慮型産業への変革によって低炭素社会における環境と経済の両立の実現を図る政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月十九日

加藤 修一

参議院議長 江田 五月殿

低炭素社会実現の基盤である環境配慮型産業への変革によって低炭素社会における環境と経済の両立の実現を図る政策に関する質問主意書

低炭素社会への劇的な変革に当たっては、低炭素社会実現の基盤である環境配慮型産業への変革こそが、低炭素社会における環境と経済の両立を実現させ、内需振興や地域活性化、国際競争力の強化に資するものであると確信する。

環境省は「二十一世紀環境立国戦略」(平成十九年閣議決定)及び「グリーン産業革命」の速やかな実現のために、関係省庁と連携して電気自動車等(エコカー)の加速的普及に全力で取り組むことが不可欠である。

そこで、以下質問する。

一 電気自動車等のグリーン購入の促進について
環境配慮契約法に基づくグリーン購入促進のため、電気自動車等の国・地方自治体等の公的機関及び公益機関への積極的導入について、政府の見解を示されたい。

二 自己完結型の再生可能エネルギーの普及拡大について

再生可能エネルギーとの連係による地産地消型エネルギーサイクルの構築は地域における低炭素社会への取り組みともなる。

そこで、自己完結型の再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、公的施設や事業所等における再生可能エネルギーの蓄電による電力安定化(スマートグリッド)のための「蓄電設備」の設置や「急速充電設備」等のインフラに対する助成措置の導入策について、政府の見解を示された

い。
三 グリーン電力証書の積極的活用に向けた環境整備について

風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギー由来の電力はグリーン電力と言われ、発電時のCO₂の発生がきわめて少なく、再生可能であるため環境への負荷が著しく小さいエネルギーである。この電力は「電気価値」と同時に、環境に負荷を与えない価値、即ち「環境上の付加価値」を持っており、電力と切り離してこれを売買の対象にし、「グリーン電力証書」という形で購入できる。例えば、この制度を利用した「風で織ったタオル」などの商品が現れている。グリーン電力証書については、企業のCSR活動にもなり企業価値も上がり、再生可能エネルギーの拡充が進展すると言われているが、現在の年間取引量はどの程度であるのか明らかにされたい。また今後拡充を図るためには政策上の支援措置が必要と考えられる。政府の見解を示されたい。

四 グリーン熱証書の積極的活用に向けた環境整備について

東京都においては、再生可能エネルギー由来の熱、例えば太陽熱温水器の熱や木質バイオマスからの熱についても、グリーン電力と同様に環境付加価値を持つとするグリーン熱証書の売買を行い、CO₂削減を目指している。これは、スタートしたばかりであるが、化石燃料の削減や日本のCO₂二十五%削減という中期目標に貢献し得るものである。日本は、従来から言われているように熱政策への視点が非常に薄

いが、今後グリーン熱証書の積極的活用策を講じ、拡充を図るべきである。政府の見解を示されたい。

五 地域や家庭などの充電及び蓄電設備等の設置に対する助成措置の創設について

「低炭素のまちづくり」を推進するため、地域や家庭などにおける太陽光発電等の再生可能エネルギーの安定供給に資する、一般電力と連係した充電及び蓄電設備等の設置に関する助成措置の創設について、政府の見解を示されたい。

六 電気自動車等(エコカー)の普及加速化について

電気自動車等(エコカー)の普及加速化を図るため、J・V・E R制度や国内クレジット制度とのリンクと拡充策について、政府の見解を示されたい。

七 電気自動車用電池等の生産施設への助成措置の導入について

電気自動車等(エコカー)の価格低減と加速的普及を促すため、電気自動車用電池等の生産施設などへのグリーン優遇税制等の助成措置の導入について、政府の見解を示されたい。

八 E10以上に対応する次世代自動車等の調査研究について

CO₂排出量をより低減するバイオエタノールE10以上に対応する次世代自動車等の調査研究への取り組みについて、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出低炭素社会実現の基盤である環境配慮型産業への変革によって低炭素社会における環境と経済の両立の実現を図る政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出低炭素社会実現の基盤である環境配慮型産業への変革によって低炭素社会における環境と経済の両立の実現を図る政策に関する質問に対する答弁書

一について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号。以下「グリーン購入法」という。)第六条第一項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成二十一年二月十三日閣議決定)においては、国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類の一つとして、電気自動車等を定めている。また、グリーン購入法第七条においては、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、当該基本方針に即して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、当該方針に基づき当該年度における物品等の調達を行うものとされている。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成

十九年法律第五十六号。以下「環境配慮契約法」という。〕第五条第一項の規定に基づき定められた国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成二十一年二月六日閣議決定)においては、「自動車の購入及び賃貸借に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結することとされている。

政府としては、これらの基本方針等に基づき、電気自動車等の調達の推進を図っているところであり、今後とも、このような取組を進めてまいりたい。

なお、グリーン購入法第十条においては、都道府県、市町村及び地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)は、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努め、当該方針を作成したときは、当該方針に基づき当該年度における物品等の調達を行うものとされている。また、環境配慮契約法第十条においては、地方公共団体等は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努め、当該方針を作成したときは、当該方針に基づき温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るための措置を講ずるよう努めるものとされている。政府としては、今後とも、これらの規定に基づく地方公共団体等による取組が進むよう、必要な助言等を行ってまいりたい。

二及び五について

地域や家庭において太陽光等の再生可能エネルギーの導入を拡大するには、電力の安定供給に資するような蓄電設備を電力系統側又は公的施設内や事業所内等に整備することや、電気自動車用の充電設備等を整備することが重要である。政府としては、充電設備の設置に対する助成等を実施しているが、これらの設備に用いられる蓄電池には、低価格化及び高性能化に向けた研究開発課題も多いことから、このような研究開発への支援を含め、今後とも必要な支援を継続してまいりたい。

三について

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会が平成二十年六月に取りまとめた「グリーン電力証書ガイドライン」に基づき、平成二十年度に証書発行事業者が発行したグリーン電力証書により証明された電力量の合計は、一億六千四百四十五万キロワットアワーであると承知している。政府としては、グリーン電力証書の発行量の更なる拡大を図るため、制度の広報その他必要な措置を講じてまいりたい。

四について

太陽光や雪氷熱等の再生可能エネルギーから得られるいわゆるグリーン熱の利用拡大は、我が国の再生可能エネルギーの利用拡大に向けた重要な課題であると認識している。グリーン熱の利用拡大のためには、例えば、グリーン電力と同様にその環境価値を証書として取引する制

度を導入することが考えられるが、政府としては、東京都における取組の状況も踏まえつつ、グリーン熱の環境価値を証書化するに当たっての具体的な熱量の計量方法等について検討してまいりたい。

六及び七について

電気自動車等については、本年度から国内自動車製造事業者による本格的な市場投入が開始されており、我が国の二酸化炭素排出量の削減や産業競争力の強化の観点から、今後の普及が期待されるところである。

お尋ねの「J-V E R 制度や国内クレジット制度とのリンクと拡充策」や「グリーン優遇税制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、支援措置の導入に当たっては、それぞれの政策課題を検討するとともに、その効果についても検証する必要があると認識している。

なお、電気自動車等の普及に向けて、政府としては、蓄電池技術の開発に対する支援や、充電設備の設置に対する助成等を実施しており、今後とも適切な支援措置を検討してまいりたい。

八について

エタノールを十パーセント超の割合で混合した揮発油を燃料として用いることができる自動車については、関係省庁が、国内自動車製造事業者に対する随時のヒアリングを通じて、課題及びその対応状況の把握に努めているところである。なお、エタノールを十パーセント以下の

割合で混合した揮発油を燃料として用いることができる自動車については、現在、関係省庁が連携して、安全面及び環境面からの試験研究を実施しているところである。

化学物質に対する管理の強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月十九日

参議院議長 江田 五月殿 加藤 修一

化学物質に対する管理の強化に関する質問主意書

化学物質の環境リスクについては、二〇〇一年の「ストックホルム条約(POPs条約)」の採択、二〇〇二年の「持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)」における中長期目標に関する合意、二〇〇六年の国際化学物質管理会議(ICCM)の「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」の採択、及び欧州の化学物質管理新規制(REACH)などの成立によって化学物質に対する管理が世界の大きな関心事となっている。

そこで、以下質問する。

一 「化学物質過敏症等の発症メカニズムの解明及び治療法の確立について

有機リン化合物等の化学物質による急性毒性

や低容量連続暴露による慢性毒性が引き起こす多様な神経障害など、化学物質暴露による健康への影響が懸念されている。今後、「化学物質過敏症」等の発症メカニズムの解明及び治療法の確立に関する、基礎的な調査・研究とリスク評価分析、規制や福祉施策の研究等の検討、そしてより一層の長期的・計画的・戦略的かつ省庁横断的な統合的取り組みが重要であり、制度化や法制化等、化学物質に対する管理の強化に全庁力をあげて全力で取り組むこともまた重要であると考えて、政府の見解を示されたい。

二 化学物質に関する環境保健の調査・研究の国際的データベース化について
公明党は、「小児等の環境保健に関する国際シンポジウム」など各種国際会議において、「予防的取り組み方法」や疫学調査研究の着手など多くの提言を行い、実現にいたっている。

そこで、化学物質に関する環境保健についての日本の調査・研究等の国際社会及び国際的データベースへの発信並びに相互共有の推進について、政府の見解を示されたい。

三 化学物質に関する環境保健の国内外の研究機関等との有機的な連携の強化策について
化学物質に関する環境保健の国内外の研究機関等との有機的な連携の強化・拡充や国際的専門研究プラットフォームの形成について、政府の見解を示されたい。

四 化学物質に関する環境保健の専門家育成とサイエンスショップの整備について
大学・研究機関等における化学物質に関する環境保健の教育・研究課程等の拡充と専門家育

成、及びサイエンスショップ(科学者・専門家と市民との対話)の整備について、政府の見解を示されたい。

五 ケミレスタウンプロジェクトに対する特別支援制度等の導入について
ケミレスタウンプロジェクト(化学物質の少ない街づくりプロジェクト)など先進的取り組みに対する特別支援制度等の導入について、政府の見解を示されたい。

六 化学物質安全基本法(仮称)の法制化について
化学物質の生産や管理等に関する法律は、現在、化審法やPRT法など省庁横断的に十を超えているが、理念的な基本法は無く、統合的な法制上の整理が必要である。化学物質の製造・使用に関しては、生命、生態系が持続可能であること、特に環境弱者である胎児・子どもたちに悪影響を与えないこと、また生物多様性に損失を与えない対応が求められ、ライフサイクルアセスメントやライフサイクルに渡って監視などを行うこと、特に影響を最小化することを目指してできるだけ代替的な化学物質の開発を行うこと、挙証責任の対応、また科学的見解が十分出ていないことを理由に対応をしないことなどが無いように予防的原則のあり方を定めることなどが求められており、そのような理念的なあり方を含む「化学物質安全基本法(仮称)」の法制化が必要と考えられる。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員加藤修一君提出化学物質に対する管理の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出化学物質に対する管理の強化に関する質問に対する答弁書
一について
いわゆる化学物質過敏症については、その病態や発症機序について未解明な部分が多く、医学的に確立された定義や診断基準は存在せず、現段階では確立された疾病の概念になっていないと認識しているが、今後とも、関連する知見の集積に努めてまいりたい。

また、一般に、政府としては、化学物質の適正な管理について、必要な措置を講じてきたところであり、今後とも、人の生命・健康と環境を守る観点に立った総合的な化学物質対策を進めるため、予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、化学物質の製造から廃棄までの全体を通じた包括的な管理に取り組んでまいりたい。

なお、いわゆる化学物質過敏症については、環境省において、その原因や発症機序の解明のため、平成十年度から平成十四年度までの間、シックハウス症候群の原因物質の一つと考えられるホルムアルデヒドの曝露との関連について研究を行ったが、当該研究においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

(昭和四十五年政令第三百四号)第二条第一号に規定する空気環境の調整に関する基準の二分の一以下というごく微量のホルムアルデヒドの曝露と、被験者の症状誘発との間に、関連を見いだすことはできなかった。また、平成十八年度及び平成十九年度に厚生労働科学研究費補助金により実施された研究事業である「シックハウス症候群の実態解明及び具体的対応方策に関する研究」においては、研究班がシックハウス症候群の概念を明確化するため、いわゆる化学物質過敏症に関する文献検索を行った。

二及び三について

政府としては、化学物質に関する環境保健についての調査・研究等について、国内のみならず、諸外国との知見の共有や連携が重要であると認識しており、研究成果の発信、国内外の研究機関等の連携等、国際的な協力活動を行っている。

例えば、国内外の研究機関が共同して、化学物質の安全性に関する試験法の開発を行うとともに、当該試験法を経済協力開発機構において国際標準化しているところである。

また、平成二十一年四月の主要国首脳会議参加国環境大臣会合における合意を受け、環境省として、「子どもの健康と環境に関する全国調査」を、国内の研究機関等の協力の下に、米政府とも緊密な連携を図りつつ進めていくこととしており、さらに、この調査を、各国の研究機関が連携して行っている小児がん等に係る国際的な取組に参加させる方向で検討している。

政府としては、今後とも、我が国における化学物質に関する環境保健についての調査・研究等について、国内の研究機関等の協力の下に、諸外国との知見の共有や連携に努めてまいりたい。

四について

政府としては、研究機関等との連携や調査研究の推進等を通じて、化学物質に関する環境保健の専門家の育成を図っているところである。また、大学においては、環境の保全に係る化学物質の管理、化学物質による健康への影響等に関する教育が行われている例があると承知している。

また、化学物質に関する科学者・専門家と国民との対話については、様々な主体により実施されていると承知しているが、環境省においては、化学物質に関する情報を中立的な立場で分かりやすく伝える人材の育成及び国民との対話の場への派遣といった取組を推進している。

政府としては、今後とも、化学物質に関する環境保健の専門家育成等に関する取組を推進してまいりたい。

五について

政府としては、住宅の室内化学物質濃度の低減に資する技術開発に対して助成を行うなど、化学物質による健康被害の防止に向けて取り組んでいるところである。

六について

化学物質の生産や管理等については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和

四十八年法律第十七号）や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）など、化学物質による悪影響を防止すること等を目的とする様々な法制度に基づき、化学物質の用途や特性に応じた異なる管理手法を通じて、関係府省の密接な連携の下、適切な対応を行っているところであり、また、必要な見直しも行ってきたところである。

政府としては、今後とも、人の生命・健康と環境を守る観点に立つた総合的な化学物質対策を進めるため、予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、化学物質の製造から廃棄までの全体を通じた包括的な管理に取り組んでまいりたい。

預金の消滅時効と預金者の保護に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十一年十一月十九日

参議院議長 江田 五月殿
松下 新平

預金の消滅時効と預金者の保護に関する質問
問主意書

相続により預金の権利を取得した場合などには、権利者自身がその存在を知らないなどの事情で、結果的に長期間放置されてしまうケースもある。

る。こうしたケースに関しても、円滑な預金の引き出しを可能とするなど、預金者保護の観点から、金融機関に対し適切な対応を求める必要があると考える。そこで、以下のとおり質問する。

一 金融機関に預け入れた預金について、その消滅時効は何年か。

二 金融機関において、時効期間が経過した場合の実務上の取扱いはどうなっているのか。実際に、長期間経過後に預金者が預金の引き出しを求めた場合に、消滅時効が援用されたり、あるいは他の事情などにより、預金の引き出し等ができなくなるケースとしては、どのようなケースがあるのか。その取扱いが金融機関によって、異なっているということはないか。政府の承知しているところを示されたい。

三 政府として、金融検査マニュアル等において、消滅時効成立後の預金あるいは長期間経過した預金の取扱い等について、金融機関に対し、何らかの指導を行っているか。

四 預金取扱金融機関の公共性を考えたとき、金融機関の側からの時効の援用を認めるのは、預金者保護の観点からは、適切ではないと考えられる。金融機関に対しては、時効の援用を認めないこととする必要があるのではないか。あるいは、少なくとも商事債権の消滅時効の五年間が援用される銀行に関しても、信用金庫・信用組合と同様の一般の民事債権の消滅時効期間十年間は、時効の援用を認めるべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 預金者保護の観点からは、消滅時効成立後であつても、預金者からの預金の引き出し等の求めがあつた場合には、金融機関が適切にこれに応ずるとともに、金融機関によって対応が異なることのないよう、政府において、その実態を把握した上で、金融機関に対し、厳格な指導を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。
平成二十一年十二月一日
内閣総理大臣 鳩山由紀夫
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員松下新平君提出預金の消滅時効と預金者の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松下新平君提出預金の消滅時効と預金者の保護に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねの預金債権の消滅時効の期間は、金融機関のうち、銀行に対するものは五年となり、信用金庫・信用組合に対するものは十年となる。

二について
金融機関の実務においては、預金者による払戻し請求があつた場合には、通常、時効期間経過後であつても、民事上の権利消滅時効を援用せず、預金証書又は通帳と取引印鑑とを確認した上で、これに応じる取扱いとしており、全国

銀行協会においても、当該取扱いをホームページ上で明らかにしていると承知している。

ただし、預金元帳等から預金残高の状況を確認できない場合等には、時効の援用を行う等により、預金の払戻しができなくなる場合もあると承知している。

三から五までについて

時効期間経過後の預金の取扱いについて、金融検査マニュアル等には特段の記載はないが、政府としては、二について述べた実務を踏まえつつ、預金者保護の観点から、金融機関における預金の払戻し事務が適切に行われるよう監督してまいりたい。

インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月十九日

松下 新平

参議院議長 江田 五月殿

インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する質問主意書

インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請について、岡田外務大臣は、本年十月三十日の参議院本会議の代表質問において、本年九月の国連総会の際の

平成二十一年十二月四日 参議院会議録第六号

質問主意書及び答弁書

スパンタ・アフガニスタン外務大臣との会談で継続の要請があり、十月のアフガニスタン訪問の際のカルザイ・アフガニスタン大統領及びスパンタ外務大臣との会談では言及がなかったことを明らかにしている。しかし、鳩山総理大臣は、同本会議において、アフガニスタンにおける岡田外務大臣とカルザイ大統領及びスパンタ外務大臣との会談で言及がなかったことをもって、あたかもアフガニスタン政府からの継続要請がなかったとする旨の答弁をした。これは、国民世論を補給支援活動継続の必要がないという方向に操作する答弁であり非常に問題である。

そこで以下のとおり質問する。

一 アフガニスタン政府からの継続要請についての事実関係を改めて明らかにされたい。

二 日本政府として、アフガニスタン政府から継続要請があると認識しているのか、明らかにされたい。

三 仮にアフガニスタン政府からの継続要請はないという認識であるならば、同政府は継続要請を撤回したのか。岡田外務大臣のアフガニスタン訪問に際して、カルザイ大統領又はスパンタ外務大臣から継続要請を撤回する旨の発言があったのか。

四 三のような事実がない場合には、アフガニスタン政府に対して、改めて継続の要請があるかどうかについて、確認する必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松下新平君提出インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松下新平君提出インド洋における我が国の補給支援活動に対するアフガニスタン政府からの継続要請に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

本年九月二十五日に、米国において、岡田外務大臣がスパンタ・アフガニスタン外務大臣と会談した際に、スパンタ・アフガニスタン外務大臣から、岡田外務大臣に対して、日本がテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法(平成二十年法律第一号)に基づく補給支援活動(以下「補給支援活動」という。)を継続していただけるのであれば大変感謝する旨の発言があった。これを受けて、岡田外務大臣から、スパンタ・アフガニスタン外務大臣に対して、補給支援活動の継続に関する日本国内の状況を説明した。

本年十月十一日に、アフガニスタンにおいて、岡田外務大臣がカルザイ・アフガニスタン大統領及びスパンタ・アフガニスタン外務大臣と会談した際に、カルザイ・アフガニスタン大統領及びスパンタ・アフガニスタン外務大臣から、

ら、補給支援活動への言及はなかった。

また、本年十一月十日に、鳩山内閣総理大臣が再任が予定されていたカルザイ・アフガニスタン大統領と電話会談を行った際に、カルザイ・アフガニスタン大統領から、補給支援活動への言及はなかった。

四について

政府としては、日本が行うことができる協力、国際的に日本に求められている貢献等については、各国と様々な意見交換を行いつつも、主眼的に判断しており、御指摘のような確認を行う必要はないと考える。

日本の国連待機制度への登録に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月二十日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月殿

日本の国連待機制度への登録に関する質問主意書

本年七月、麻生前総理大臣は、国連のパン・ギムン事務総長との会談の中で国連待機制度に自衛隊の後方支援部隊を登録することを表明した。他方、鳩山内閣においては、閣僚の一人である福島瑞穂氏が参議院予算委員会において、自衛隊の海外派遣は憲法違反である旨の答弁を行うな

ど、自衛隊部隊の国連待機制度への登録に関する政府の考え方が不明確である。

今後の自衛隊による国際協力を検討する上で、国連待機制度に関する政府の考え方を明確にする必要がある。よって、以下質問する。

一 政府は、自衛隊の国連待機制度への登録をどのように評価しているか。特に、国連待機制度に登録することによるメリット、デメリットをどのように考えているか、明らかにされたい。

二 現在、国連待機制度に登録している自衛隊の実態を明らかにされたい。また、今後も登録を進めていく考えはあるのか。登録を進めていく予定があれば、登録時期、規模、登録分野を明らかにされたい。

三 国連P K Oに参加している国の数及び国連待機制度に登録している各国の状況(参加国数、各国の登録人数、登録分野)を明らかにされたい。

四 日本の国連P K O参加隊員数を示した上で、それが国連P K O参加国中、第何位に当たるのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員佐藤正久君提出日本の国連待機制度への登録に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出日本の国連待機制度への登録に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、国連待機制度(UNSA)への登録により、国際連合平和維持活動に係る情報を早期に入手することが可能となり、我が国として参加すべき国際連合平和維持活動を早期に検討し、能動的に対応することができると可能性が高まり、また、国際連合平和維持活動に主体的かつ積極的に関与し、国際連合への協力を重視するとの姿勢をより明らかにすることができるという効果が期待できるものと考えている。

二について

我が国は、医療(防疫上の措置を含む)、輸送、保管(備蓄を含む)、通信、建設並びに機械器具の据付け、検査及び修理を内容とする後方支援能力を有する自衛隊の部隊を、国際連合平和維持活動の各活動における必要に応じて提供する用意がある旨を国際連合に登録している。現在、この登録内容を変更する予定はない。

三について

国際連合の統計(Ranking of Military and Police Contributions to UN Operations)以下「国連統計」という。)によれば、平成二十一年十月三十一日現在、国際連合平和維持活動に参加している国(以下「P K O参加国」という。)は、百十六か国である。

また、平成二十一年十一月二十日現在、国連待機制度に登録している国は八十八か国であると承知しているが、国際連合事務局は各国の登録内容を公表していない。

四について

平成二十一年十一月二十日現在、我が国の国際連合平和維持活動への参加要員数は、五十四名である。その内訳は、国際連合兵力引き離し監視隊(以下「UNDOF」という。)に四十六名、国際連合ネパール政治ミッション(UNM IN)に六名、国際連合スーダン・ミッション(UNMIS)に二名である。

我が国の参加要員五十四名のうち、UNDOFに参加している四十六名中十五名は、国際連合によって経費が賄われない要員であるため、国連統計には含まれておらず、同統計によれば、我が国の参加要員数は、平成二十一年十月三十一日現在、三十九名であり、P K O参加国百十六か国の中で八十四番目に多い。

自衛隊員の特勤勤務手当に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月二十日

佐藤 正久

参議院議長 江田 五月殿

自衛隊員の特勤勤務手当に関する質問主意書

防衛省の職員の給与等に関する法律の規定に基づき、自衛隊員についても、一般職給与法に準じて離島その他の生活の著しく不便な地(以下「特勤地」という)で勤務する際、特勤勤務手当が支給されている。

ただ、その認定権者や設定基準が明らかにされていない。これでは、今後の予算の審議や編成にも支障をきたす可能性があり、また、認定の不公平感が隊員の士気低下を招き、その任務遂行にも影響が出かねない。よって、以下、質問する。

一 政府は、現在の自衛隊員に対する特勤勤務手当をどのように評価しているのか、明らかにされたい。特に営内居住を義務づけられている隊員の場合、他の公務員に比し、勤務時間外においても特勤に滞在することになるが、他の公務員と異なる評価をしているのか。仮にしていなかつたらそれはどのような理由によるものなのか、明らかにされたい。

二 自衛隊員の勤務地を特勤地と決定するのは、防衛大臣、総務大臣、人事院総裁のいずれであるのか明らかにされたい。

三 自衛隊員が勤務する各特勤地の等級を明らかにされたい。

四 二の決定者が自衛隊員の特勤地の等級を定める際の決定要件は何かを明らかにされたい。また、決定要件に基づく決定要領を明らかにされたい。決定要領に関し、要件毎に評価点をつけ、そのトータルで等級が決定されるのであれば、要件毎の点数、一から六等級毎の最低点数を明らかにされたい。

五 自衛隊員が勤務する特勤地(等級を含む)を何年毎に見直し評価決定するのか明らかにされたい。

六 一番直近の各自衛隊の特勤地(等級を含む)の決定の評価資料を各特勤地に明らかにされたい。右質問する。

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊員の特地勤務手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊員の特地勤務手当に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊員に対する特地勤務手当については、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十四条に基づき、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署(以下「特地官署」という。)に勤務する自衛隊員に給与上の対処を行うため、一般職の国家公務員に準じ、適切に運用しているところである。そのため、営内居住を義務付けられている自衛隊員に対し、他の自衛隊員と異なる特別な取扱いは行っていない。

二について

特地官署は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十条第一項及び別表第六の規定により、技術研究本部下北試験場並びにそれ以外の自衛隊の部隊及び機関で防衛大臣の指定するものとされている。

三について

各特地官署の級別区分は、次のとおりである。

六級 海上自衛隊父島基地分遣隊、海上自衛

隊硫黄島航空基地隊、海上自衛隊硫黄島警務分遣隊、海上自衛隊南鳥島航空派遣隊、航空自衛隊硫黄島分屯基地に所在する部隊等、北関東防衛局小笠原出張所

五級 自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所、航空自衛隊奥尻島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊沖永良部島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊電波情報収集群第三収集班、情報本部喜界島通信所

四級 陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊矢野別演習場管理しよう舎、海上自衛隊奄美基地分遣隊、海上自衛隊老岐警備所、海上自衛隊下対馬警備所、航空自衛隊佐渡分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊見島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊海栗島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊下飯島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊奄美大島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊久米島分屯基地に所在する部隊等

三級 陸上自衛隊島松山高射教育訓練場、陸上自衛隊佐多対空射撃場管理しよう舎、自衛隊鹿児島地方協力本部奄美大島駐在員事務所、自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在員事務所、自衛隊沖縄地方協力本部宮古出張所、自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所、海上自衛隊対馬防備隊本部、海上自衛隊上対馬警備所、航空自衛隊隊網走分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊山田分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊加茂分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊大滝根山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊笠取山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊白

山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊背振山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊福江島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊高畑山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊宮古島分屯基地に所在する部隊等、技術研究本部航空装備研究所新島支所

二級 陸上自衛隊然別訓練しよう舎、陸上自衛隊別海駐屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊第三〇二沿岸監視隊羅臼監視所、陸上自衛隊二セコ訓練しよう舎、陸上自衛隊白老駐屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場管理しよう舎、陸上自衛隊対馬駐屯地に所在する部隊等、自衛隊島根地方協力本部隠岐の島駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部五島駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所、自衛隊長崎地方協力本部老岐駐在員事務所、海上自衛隊電飛警備所、海上自衛隊中央システム通信隊えびの送信所、海上自衛隊第二十五航空隊障子山航空保安無線所、航空自衛隊襟裳分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊大湊分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊峯岡山分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊輪島分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地に所在する部隊等

一級 陸上自衛隊上富良野駐屯地多田分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊上富良野演習場管理しよう舎、陸上自衛隊帯広駐屯地足寄分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊島松駐屯地日高分屯地に所在する部隊等、陸上自衛隊長都高射教育訓練場、陸上自衛隊中央地区高射教育訓

練場、陸上自衛隊那覇駐屯地白川分屯地に所在する部隊等、海上自衛隊下北海洋観測所、海上自衛隊六連警備所、海上自衛隊松前警備所白神支所、海上自衛隊那覇システム通信分遣隊国頭受信所、航空自衛隊当別分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊車力分屯基地に所在する部隊等、航空自衛隊恩納分屯基地に所在する部隊等、技術研究本部下北試験場

四及び五について

特地官署の級別区分は、生活環境等の実情に応じて決定することとしており、具体的には、原則として三年に一回、官署の最寄りの駅又は停留所の状況、官署の最寄りの公共施設等の状況などの評価要素ごとに一定の点数による評価を行い、その結果を踏まえ特地官署及び級別区分の改定を行っているところである。

六について

お尋ねの「評価資料」の趣旨が必ずしも明らかではないが、防衛省においては、平成十八年度に全特地官署について実施した四及び五について述べた評価の結果を踏まえ、陸上自衛隊佐多対空射撃場管理しよう舎の二級から三級への引上げ、技術研究本部航空装備研究所新島支所の四級から三級への引下げ、陸上自衛隊対馬駐屯地に所在する部隊等の三級から二級への引下げ及び自衛隊長崎地方協力本部対馬駐在員事務所等の三級から二級への引下げを平成十九年四月一日から実施したところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円